

東 浦 自 然 環 境 学 習 の 森

基 本 計 画（案）

令和4年(2022 年)3月

目 次

1. 計画の基本事項

(1) 計画の背景と目的	1
(2) 計画の期間	1
(3) 計画地の位置と規模	2
(4) 関連事業	3

2. 計画地の現況

(1) 本町の概況	4
(2) 計画地の現況	5
(3) 住民の意見	9

3. これまでの取り組みと課題

(1) 区域ごとの主な取り組み等	10
(2) 町としての主な取り組み等	13

4. 基本計画

(1) 基本方針の設定	14
(2) ゾーニング及び動線	17
(3) 区域ごとの基本方針	18
(4) 町としての行動計画	25

1. 計画の基本事項

(1) 計画の背景と目的

東浦町は、名古屋市の都心部からおよそ 20 k m の範囲にあり、宅地開発等による都市化の進展に伴って緑地等が減るなか、快適な生活環境や自然とのふれあいに対するニーズとともに、緑地の保全の重要性も高まってきました。

そうした中で東浦自然環境学習の森は、新池周辺に丘陵地特有の谷戸地形を形成し、人の生活と結びついた里山であり、多様な生物が生息する水と緑に恵まれた貴重な場所です。

そこで、恵まれた環境を有する新池周辺を、里山として自然環境の保全を図るとともに、住民が里山の自然に触れ、人と自然の関係を学ぶ場づくりを行うことを目的として平成 21 年 4 月に「東浦自然環境学習の森基本計画」を策定しました。

平成 29 年 4 月に見直しを行った「東浦自然環境学習の森基本計画見直し版」では、計画期間を 5 年間と定め、行政と住民が協働し、里山保全及び環境学習の場づくりを実施してきました。

今回は、前計画で定めた 5 年が経過したため、計画の基本方針については前計画を踏襲しつつ、保全活動や活動団体の調査の中で見えてきた森の植生や生息する動植物の生態が変化している計画地の現況及び行動計画の整理をするため、「東浦自然環境学習の森基本計画」を見直します。

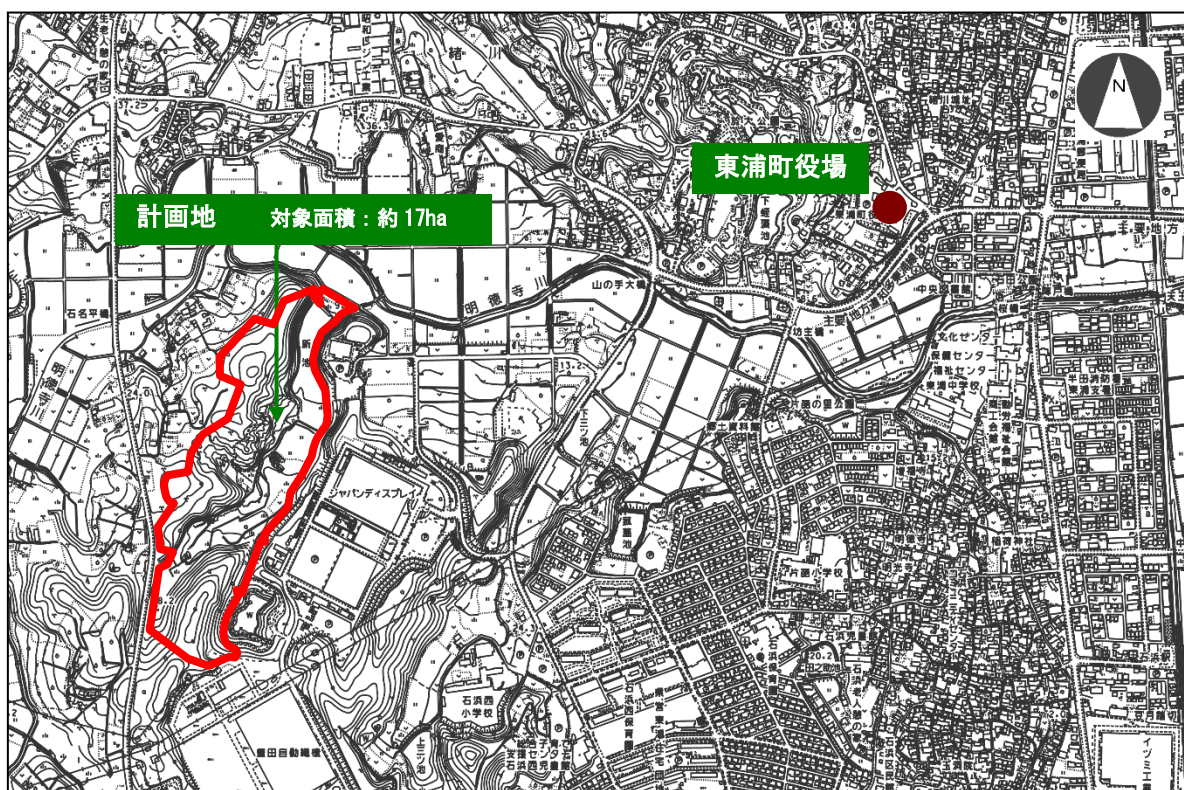
(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間とし、その後については概ね 5 年で見直しを行っていくこととします。

(3) 計画地の位置と規模

東浦自然環境学習の森（計画地）は、本町のほぼ中央、役場より西へ約 1.3km にあり、町の中心部を東に流れる明徳寺川の右岸部に位置しています。この場所は、南北に細長い谷戸地形を形成しており、中央部の谷底部は水田や新池、その東側と西側は広葉樹林や竹林が広がる丘陵地となっています。これらの水田、樹林地等は一団となって里山の景観を呈し、多様な生物が生息しています。

計画区域としては、北側は、新池を含む町道緒川214号線（池北の道路）までとし、東側は、開発された工場敷地に隣接する水路までとします。また、南側は湿地帯の南端から東の広葉樹林の丘陵地までとし、西側は、広葉樹林と竹林一帯を区域とします。面積は約 17ha です。



計画地位置図

(4) 関連事業

計画地における関連事業は以下のとおりです。

●治山事業（共生保安林整備事業）

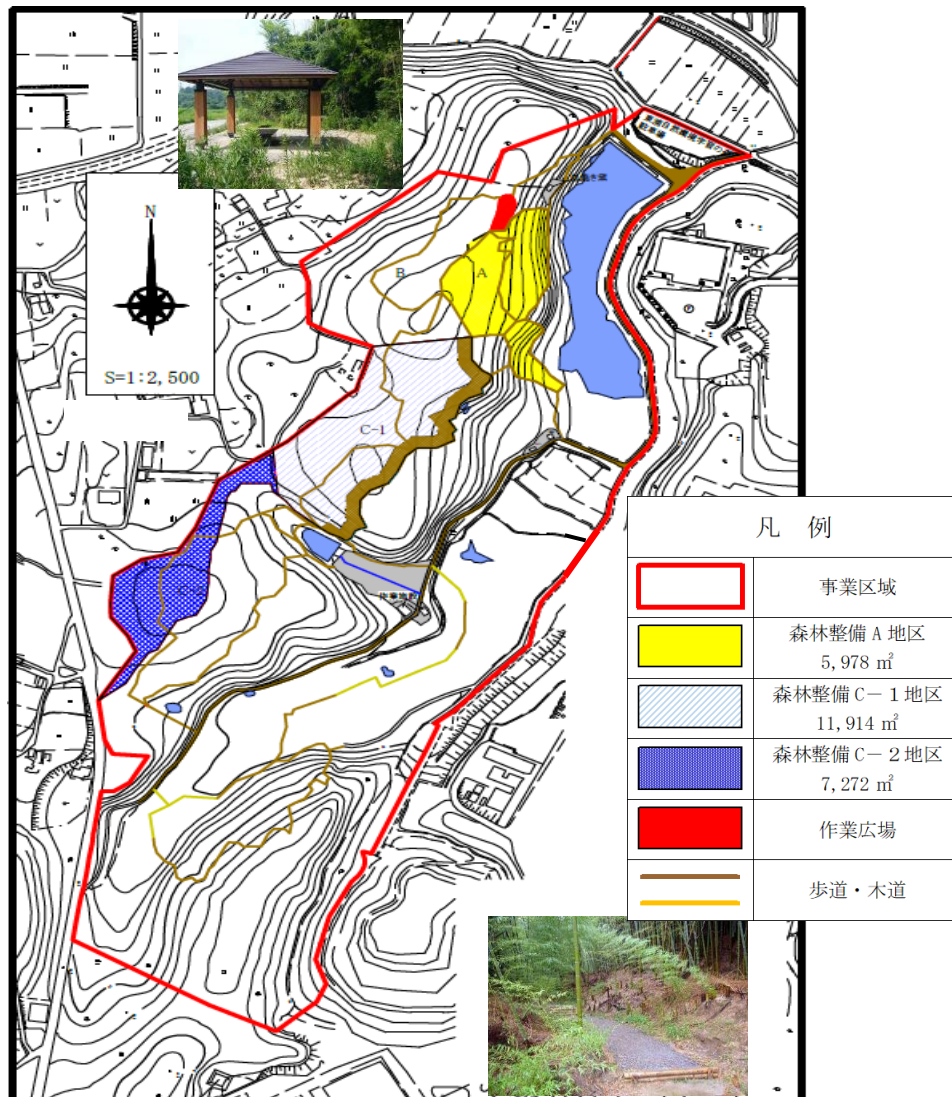
本事業は、愛知県が主体となり、山地災害の防止等と併せて生活環境を保全・形成するための森林整備を行うものです。対象区域は、本計画と概ね同じです。

本事業では、平成 19 年度から平成 22 年度にかけて、管理歩道、簡易作業施設（四阿）、木製柵工、水路工、竹拡大防止工、防災広場整備、自然観察路（湿地内の木道）等の整備が行われました。

平成 23 年度から平成 29 年度までは草刈りを行い、平成 30 年度及び令和元年度は北西から南西にかけて歩道が新設されました。

平成 30 年度から令和 4 年度までは竹の伐採、竹チップ処理が継続して行われます。

治山事業区域図



出典：愛知県知多農林水産事務所林務課

2. 計画地の現況

(1) 本町の概況

本町は、愛知県の知多半島北東部に位置し、東西約 6.2km、南北約 7.7km、総面積は 31.14km²です。

本町の地形は、西部がなだらかな丘陵地となっており、東の海沿いに近づくにつれ標高が低くなります。気象は、太平洋側気候区に属しており、気温は温暖、降水量は年間降水量が 1,500mm 程度と県内ではやや寡雨な地域です。冬季は降水量が少なく、降雪もほとんどありません。また、春から初夏にかけての降水量が少ないことから、多くのため池が点在しています。

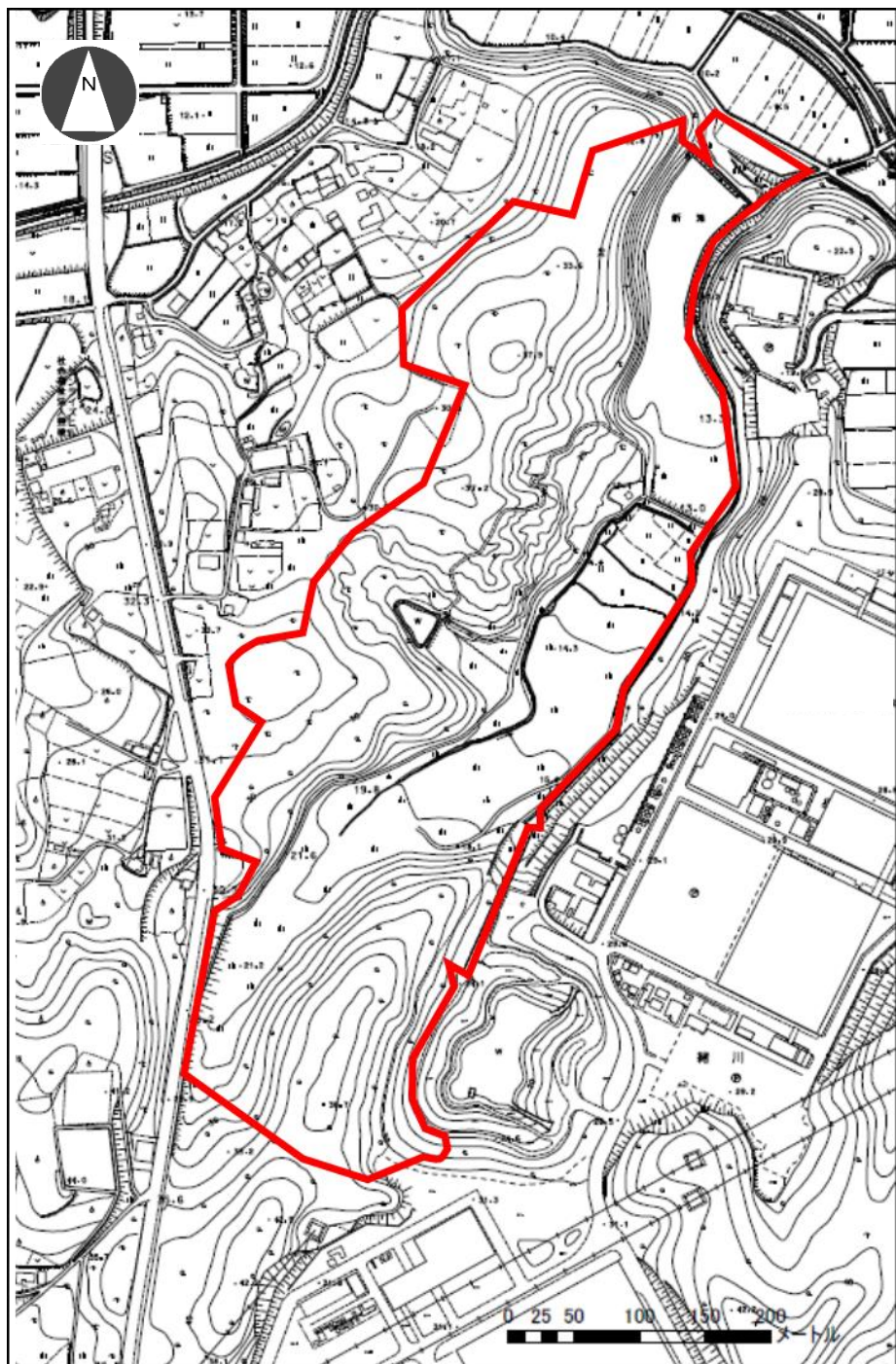
自然植生は、シイ、タブ、クス、ヤブツバキ等の常緑の広葉樹からなる「ヤブツバキクラス域」に該当しますが、窯業等の燃料として伐採が行われてきたため、クロマツやコナラ等の人の手によって形成された二次林が大部分を占めます。

そうした中、本町は名古屋市の都心部からおよそ 20 km の範囲にあり、交通の便も良好なことから宅地化や工場の進出が進み、樹林地や水田をはじめとする農地は減少する傾向にあります。

(2) 計画地の現況

① 地 形

計画地は、南北に細長い谷戸地形であり、中央部は幅 90m ほどの緩やかに傾斜した谷底になっており、最下流にはため池の「新池」があります。その上流は水田や湿地帯となっており、谷の東側と西側は谷底部との高低差が 20m 程度の丘陵地となっています。



地形図

② 植 生

計画地北の駐車場から新池の北西を囲うようにハチクが見られ、ハチクの南西にはモウソウチクが広範囲に植生しています。

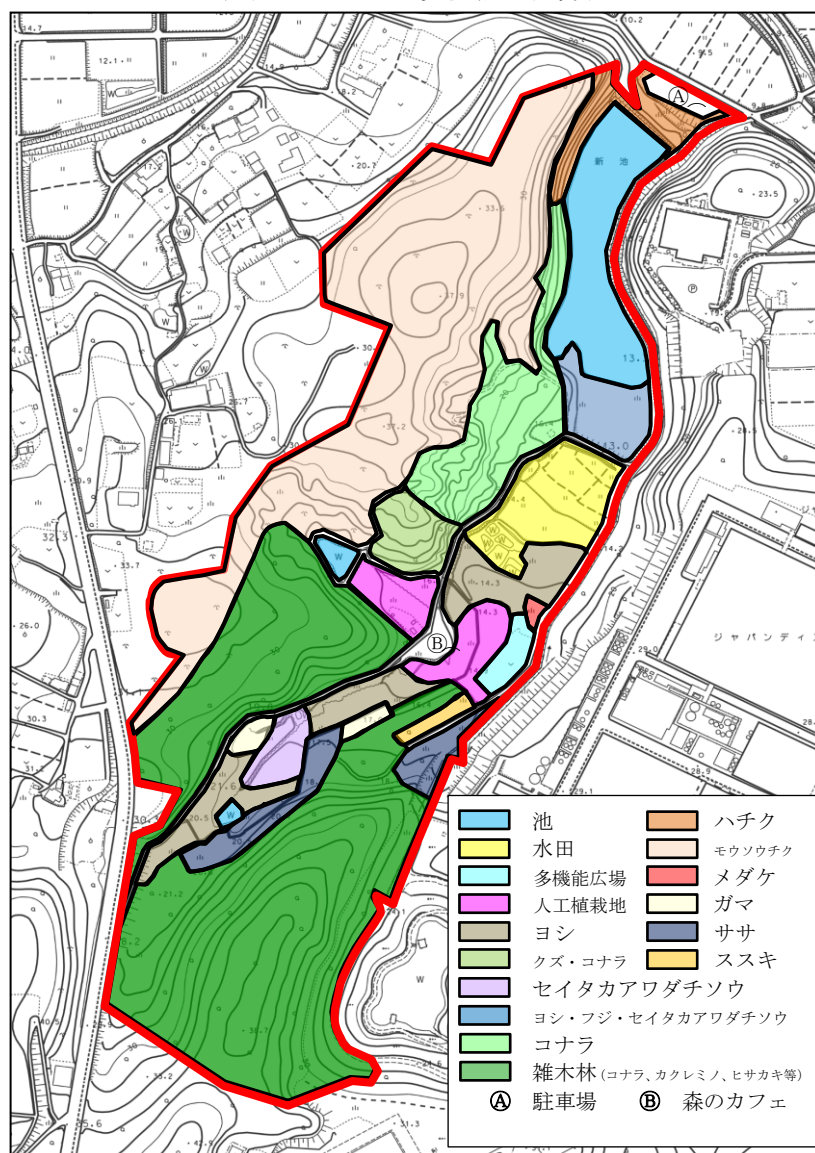
新池の西から南西にかけてはコナラが植生しており、新池の南はヨシ・フジ・セイタカアワダチソウが見られます。

水田の南には、ヨシが広範囲に植生しており、その南東には一部メダケが見られます。

森のカフェ西側と多機能広場の周囲に人工植栽地があります。多機能広場の南側にはススキやササが植生し、その西側にはセイタカアワダチソウやガマが見られます。

計画地南部は雑木林が広範囲に広がり、コナラ・カクレミノ・ヒサカキ等が多く見られます。

計画地における現況植生区分図



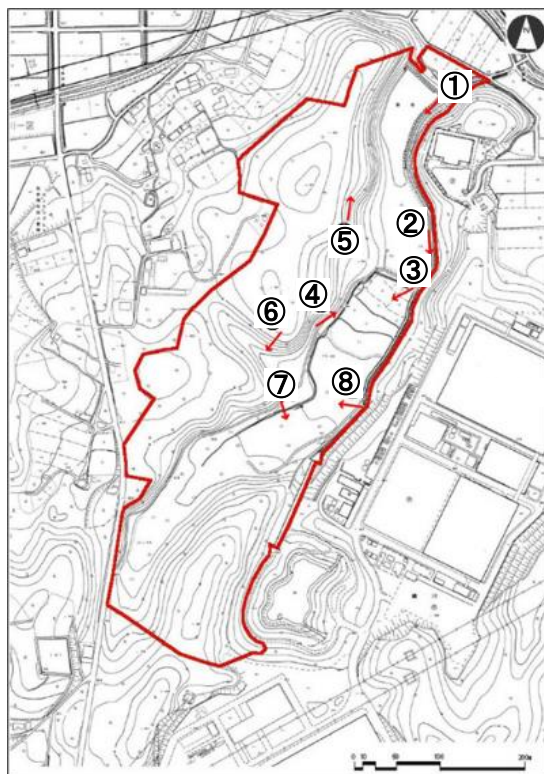
令和3年度「自然観察・生き物調査会」の調査による

③ 動 物

これまでの調査等により計画地で確認された主な生き物は、鳥類ではカイツブリ、カワウ、カワセミ、カルガモ、キジ、ヒバリ、ツバメ、ヒヨドリ、ヤマガラ等、哺乳類では、ホンダタヌキ、ホンドギツネ、ヌートリア、イタチ、ノウサギ等、昆虫類はアゲハ、ヤマトシジミ、オニヤンマ、カブトムシ、ノコギリクワガタ等が確認されています。

④ 景 観

計画地は、谷底部の最下流部にため池が位置しており、その西側を竹林が覆っています。ため池から離れた南側に広葉樹林がみられます。谷底部の多くは、セイタカアワダチソウやヨシ等に覆われています。



写真位置図



① 北側から見たため池

池は、管理車道に沿ってフェンスが設置されています。奥には池の西側に位置する竹林が見えます。



② ため池東側の管理車道

管理車道は舗装されていません。この車道の東側に水路があるため、転落防止用の間伐材の柵が設置されています。



③ **ため池南側の水田**

谷底部の多くは湿地帯となっているが、一部は現在も稲作が行われています。



④ **湿地帯と森林の間の管理車道**

湿地帯の西側にも車両の通行が可能な管理車道が整備されています。



⑤ **竹林内の管理歩道**

治山事業によって、竹林内に管理歩道が整備されています。



⑥ **竹林内にある池**

竹林や樹林地内には、小規模な池があります。近くに動物の巣穴があるなど、生き物にとって、重要な場所となっています。



⑦ **湿地帯にある水路**

湿地帯には、南西のため池から水田までの水路があります。



⑧ **多機能広場**

多機能広場の周囲は人工植栽地になっています。その奥には、ヨシ・セイタカアワダチソウがあります。

(3) 住民の意見

住民の意見を幅広く集め計画に反映させるため、当初計画作成時及び見直しの都度、ワークショップを開催しました。

以下にワークショップで出された森の整備や活用についての主な意見を整理します。

[平成 21 年度]

【主な意見】

- ・ 本来の里山の姿に戻す。
- ・ 水田で稲作の体験や米の収穫を行う。
- ・ 木の芽や果実の収穫を行う。
- ・ 水辺の木道から生き物を観察する。
- ・ 昆虫採取をする。

[平成 27 年度]

【主な意見・内容】

- ・ 過去の里山に戻す。残っている自然・貴重な動植物を守る。
- ・ 全体の目標及び各施設の行動目標である骨子を選定する。
- ・ 誰でも利用・活動できる森にする。
- ・ PR と情報発信を行う。
- ・ 活動団体の行動計画を策定する。

[令和 2 年度]

【主な意見・内容】

- ・ ナラ類からクスノキの大木まであり多様性の高い森となっている。
- ・ トンボやホタルの住む生き物と触れ合える美田のある水辺がある。
- ・ 生育する樹木には樹種のわかるプレートを設置する。
- ・ 自然の木を活かしたアスレチックなどの仕掛けをつくる。
- ・ 竹を活用した食と遊びをする。(親子で竹灯籠作り、タケノコの調理。)



令和 2 年度のワークショップの様子

3. これまでの取り組みと課題

前計画では、ゾーニングした区域（P17 ゾーニング図参照）ごとの基本方針、町としての行動計画を定め、様々な取り組みを実施してきました。これらは、現在も継続して実施しています。

（１）区域ごとの主な取り組み等

① ため池保全区域

主な取り組み

- ・在来種イシガメの生息数・サイズの調査を実施し、ナンバリングを行いました。

今後の課題等

- ・生物調査と水質調査などを充実させる必要があります。

② 水田保全地域～草地

主な取り組み

- ・水田の管理により、アキアカネ、水生植物が繁殖しました。
- ・草地を水田化し、草刈りを行いました。
- ・自然農法（無肥料・無農薬）による稲作を実施しました。
- ・水田を管理する中で、外来種（ザリガニ、ブラックバス、雷魚、牛蛙など）を確認しました。
- ・イオンモール東浦で水辺の生物の展示を実施しました。

今後の課題等

- ・外来種への対応について検討する必要があります。

③ 多機能広場

主な取り組み

- ・樹木が正常に生育するように、下草刈りを実施しました。
- ・令和２年度及び３年度にヤギ除草を実施しました。

今後の課題等

- ・今後のヤギ除草について、関連業者と実施の協議をする必要があります。

④ 里山型植栽区域

主な取り組み

- ・計画地に合った疎林にするため、下草刈りを実施しました。

今後の課題等

- ・樹木は、3m～5m程度に成長しましたが、草が繁茂するため、樹木の管理として年数回の下草刈りの実施を進める必要があります。

⑤ 里山の水辺

主な取り組み

- ・木道付近の草刈りを実施しました。
- ・雨等による小川の岸崩れの修復等、小川や池の管理を実施しました。

今後の課題等

- ・湿地帯のため池が夏場に干上がり、生物が死んでしまう事象が生じているため、湿地帯の保全について検討する必要があります。

⑥ 竹林管理区域

主な取り組み

- ・竹の除伐を継続的に実施し、明るい竹林にしました。
- ・伐採した竹の処理方法として、竹炭作り、ポールス炭作りやチップ化して林道の整備を行いました。
- ・平成 30 年度からは、愛知県と連携し、治山事業により竹林の整備を実施しています。
- ・竹灯籠を作り、町内の様々なイベントに出展し、自然環境学習の森のPRを行いました。
- ・住民が主体となる、竹林の管理作業(除伐した竹の運び出し等)と竹の子掘りや自然観察会を結び付けた活動を実施しました。

今後の課題等

- ・明るい竹林を維持するため、毎年、竹の除伐や下草の除草を行う必要があります。
- ・除伐した竹の処理が追い付かず、竹林に置かれたままとなっているため、処理する必要があります。

⑦ 作業広場

主な取り組み

- ・炭窯付近の竹林を整備し、作業できる広場を設けました。
- ・小学生の学習の森体験教室を定期的に実施しました。

今後の課題等

- ・竹細工教室等を計画するなど、楽しみながら保全活動を行う必要があります。

⑧ 広葉樹林保全区域

主な取り組み

- ・広葉樹林に侵入していた竹を概ね皆伐しました。
- ・混み合っているヒサカキの除伐を実施し、除伐した木は、チップ化や作業道の整備に利用しました。

- ・小学生の学習の森体験教室を定期的に行いました。

今後の課題等

- ・竹や樹木を除伐し、明るい林になった場所には下草や外来種が生えるため、その処理作業をする必要があります。
- ・除伐した竹や樹木を処理する必要があります。
- ・活動人員が不足しており、樹木の除伐が未実施の区域があるため、イベント形式の森林整備を企画するなど、人材を確保する必要があります。

⑨ 貴重な動植物の保護

主な取り組み

- ・進入禁止区域及び時期を設け、キツネに配慮した里山の保全活動を行いました。
- ・森に隣接する企業と情報共有し、キツネの保護に努めました。
- ・生き物の生態観察・調査を実施しました。

今後の課題等

- ・平成 30 年度及び令和元年度に県の治山事業で整備された林道と竹林等が生物にどのように変化を与えるのかを把握する必要があります。

⑩ 施設

主な取り組み

- ・入口ゲートをチェーンから鍵付きポールへ変更しました。
- ・平成 29 年度に仮設トイレを 2 基設置しました。
- ・樹木粉碎機を購入しました。
- ・ゴミのポイ捨てや盗掘防止のため、環境監視員による夜間パトロールを行い、警戒活動を実施しました。

今後の課題等

- ・ゴミのポイ捨てや盗掘防止対策は、町と保全活動団体等が連携し、対応する必要があります。
- ・管理棟（屋根があり、雨でも保全活動ができる場所）等の施設の必要性について検討する必要があります。

(2) 町としての主な取り組み等

① 観察会の開催、学校、保育園、地区コミュニティ（住民）へのPR

主な取り組み

- ・知多自然観察会と連携し、自然観察会を年4回実施しました。
- ・活動団体が企画したヤギ除草と組み合わせSDGsを学ぶ環境学習講座を開催しました。
- ・町ホームページを活用し、「自然環境学習の森日記」を毎月2回程度更新する等、自然環境学習の森の四季の魅力を発信しました。

今後の課題等

- ・自然観察会の参加者は年々増加傾向にありますが、自然環境学習の森についての住民の認知度は高いとは言えず、更に住民に広く知っていただき、環境学習の場として活用していただけるよう、魅力ある観察会の開催を検討する必要があります。

② 里山保全活動団体への支援

主な取り組み

- ・活動団体が行う保全活動で使用する草刈機の刃などの消耗品や樹木粉碎機の備品等及び機械の燃料を購入し、活動しやすい環境の支援をしました。
- ・里山保全活動リーダー養成講座、草刈機安全講習会、チェーンソー安全講習会を実施し、危機管理面の支援を行いました。
- ・各活動団体の活動内容等をホームページへ掲載しました。
- ・偶数年に1度、PRイベント「里山遊び学ぶ塾」を開催し、自然環境学習の森や活動団体のPRを行いました。

今後の課題等

- ・自然環境学習の森を持続していくためには、永く継続的に人が関わる環境を保つことが必要であり、その環境を保つ為の活動を行う保全活動団体への支援を継続的に行う必要があります。

③ 自然環境学習の森の管理業務

主な取り組み

- ・自然環境学習の森が常に良好な環境となるよう、里山保全活動団体だけでは維持できない部分の竹の伐採や除草を行いました。
- ・通路や階段の修繕、ゴミの収集、トイレ・倉庫の清掃、機械の管理・点検などを行いました。

今後の課題等

- ・この環境を維持していくため、引き続き、適正な管理業務を検討し、実施する必要があります。

4. 基本計画

(1) 基本方針の設定

① 全体方針

計画地は、丘陵地の谷底部につくられた水田、ため池、水路、竹林、樹林地等が一体となった里山です。このような環境は、緑地が減少する本町にあって、水域～水田～草地～樹林と連続する環境を有しており、多様な生物が生息しています。環境保全の重要性が高まり、持続性のある環境づくりが求められる中、計画地のような里山は都市と自然との接点にあり、多様な生物を育むだけではなく、人と自然とのふれあい、人と人との交流、生きがいを感じる場として重要となっています。

こうした環境にある計画地において、住民協働による計画策定、整備、運営管理を通して、住民が里山の自然に触れ、楽しみながら人と自然の関係を学ぶ「自然環境学習の森」づくりを行っていきます。住民、生き物や植物等に造詣が深い方々、行政との協働により再生される里山は、継続的に人が関わることで、良好な景観を持続させ、多様な生物を育てていくものとなります。

具体的な方針は、整備と運営管理に区分して以下に整理します。

② 整備に関する基本方針

● 里山を再生する

- ・ため池、水田、湿地の保全を図ります。
- ・竹林は、できる限り広葉樹林へ遷移させます。
- ・植樹を行う場合は、計画地に合った樹種を用います。

● 自然に配慮した空間とする

- ・木道や散策路は、関連事業によって整備されるものを活用する必要最小限の整備とし、できる限りコンクリート・鉄等の人工物を使用しない自然に配慮した空間とします。
- ・運営の段階で計画的に施設を充実させていきます。

● 人と自然の関係を学ぶ場とする

- ・計画地の利活用を図る活動拠点として、また必要な情報の収集や知識を習得するための施設として、管理・学習棟を設けます。

③ 運営管理に関する基本方針

● 継続的な保全活動が、収穫等の喜びにつながるような仕組みを取り入れる

- ・住民、ボランティア団体、NPOの積極的な参加により適切な保全管理を行います。
- ・体験イベントではなく、年間を通した森や水田の手入れ、竹林の管理活動を行うことにより、環境学習、子育て、食育等の場として活用します。

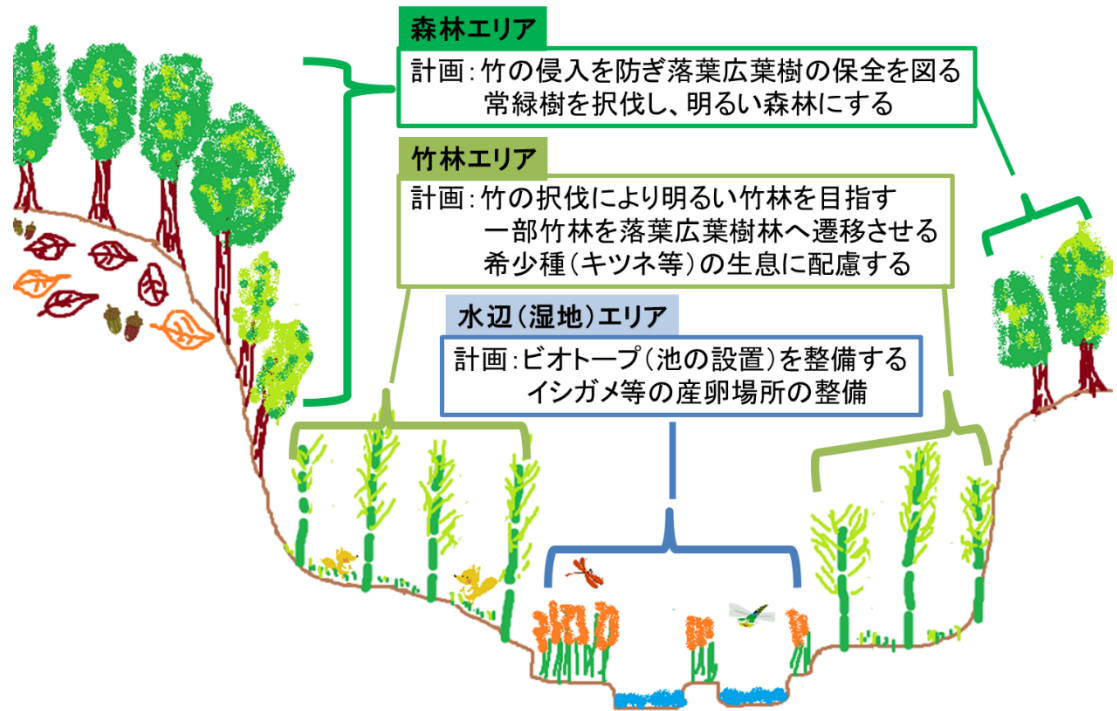
● 生き物や植物に配慮し持続的な環境が保たれる里山として維持管理を行う

- ・生き物や植物の観察、採取等に対する一定のルールを設け、良好な里山の環境を維持していくことにより、生物の多様性と生息環境の保全・形成を図ります。
- ・ルールづくりにあたっては、生き物や植物等に造詣が深い方々のアドバイスを受けます。

④ 森の活用についての全体目標の骨子

- ・郷土にあった昔ながらの明るい里山を保全しながら、私たちが学び育ち楽しめる場とします。
- ・各区域に生息している動植物と里山保全活動とが共存できる場とします。

⑤ 目指す森の姿

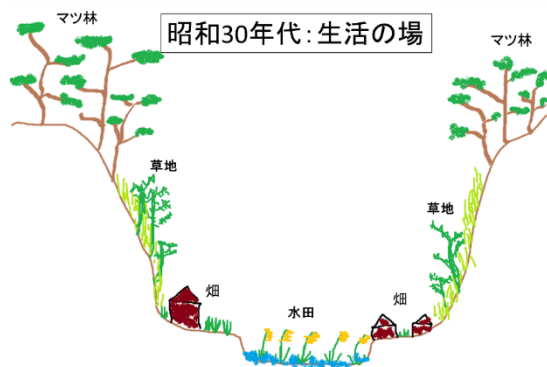


目指す森の植生断面図

多様な生物を育むだけでなく、人と自然のふれあい、人と人との交流、生きがいを感じる場としての森を目指します。活動団体や地元自治会、地元企業等と町が連携※して、計画策定、整備、運営管理を行い、住民が里山の自然に触れ、楽しみながら人と自然の関係を学ぶ場にしていきます。

※活動団体との連携については行動計画により進めています。

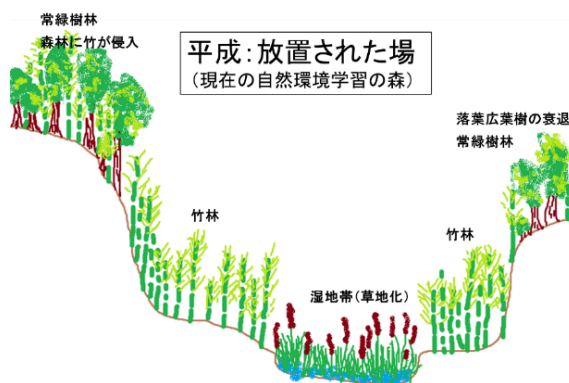
参考コラム 里山の変遷



昭和 30 年代ごろまでは、里山は生活の場であり、自然と人間が共存していました。

東浦町においては、山には松林（戦後は禿山）、斜面には草地、畑があり、湿地には水田がありました。

1950-70 年のエネルギー消費構造の変遷（薪炭から石炭、石油）によって、薪炭を使わなくなり、木を伐らなくなることによって森林が放置された。農業で化学肥料や農薬を使用するようになり、牛を飼わなくなり、草を刈らなくなりました。

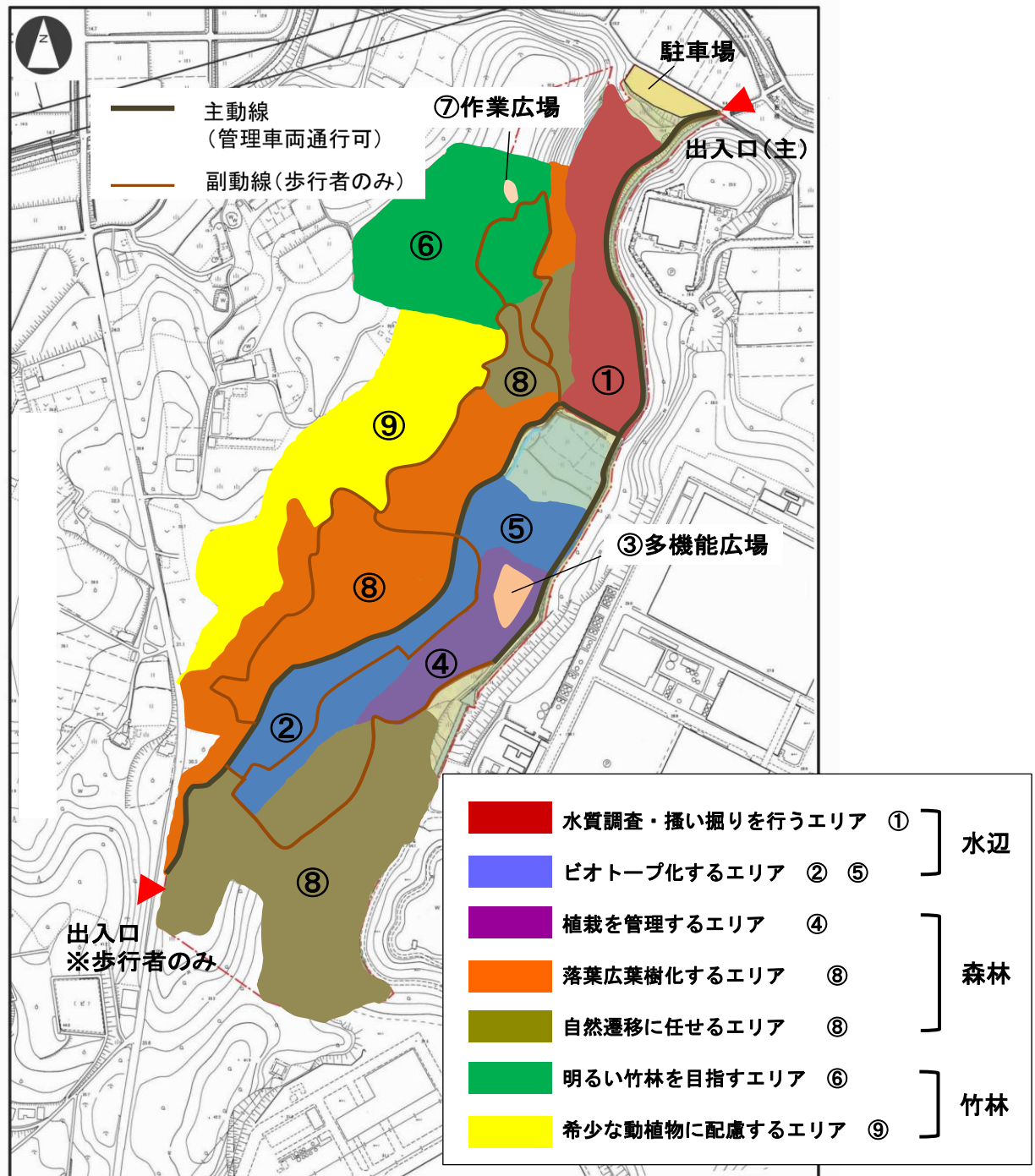


平成に入り休耕田が目立つようになりました。

東浦町においては、松林がなくなり、落葉広葉樹が衰退し、常緑樹に変遷しています。斜面に竹林が繁茂し、森林に侵入しています。水田であった湿地は草地化しました。

(2) ゾーニング及び動線

計画地の地形、植生、景観を踏まえ、基本方針・行動計画に基づいたゾーニングを以下に示します。



ゾーニング図

(3) 区域ごとの基本方針

① ため池保全区域 (水質調査・掻い掘りを行うエリア)

区域の基本方針

- ・ 掻い掘り※や下草刈り程度の管理を行う区域とします。
- ・ ため池の上流部（南側）の池畔は、生き物や植物にとって特に重要な場所であるため保全します。

水辺活動の骨子

- ・ 湿地帯の中にため池や水田を整備します。
- ・ 管理作業区域を継続的に適正管理します。



ため池東側の管理車道沿いの草刈りを行い、見通しを良くすることで、観察をできるようにします。



生き物や植物の保全、外来種の駆除、水質の保全等、ため池を健全な状態に保つため、必要に応じて掻い掘りを行います。

[行動計画]

- ・ 新池の生物調査を実施します。
- ・ 水質調査を実施します。
- ・ 水草調査を実施します。

掻い掘りのイメージ

※ 掻い掘り・・・稲の収穫後に池の水を抜き、堤体の補修、魚採り、底さらえ等を行うこと。

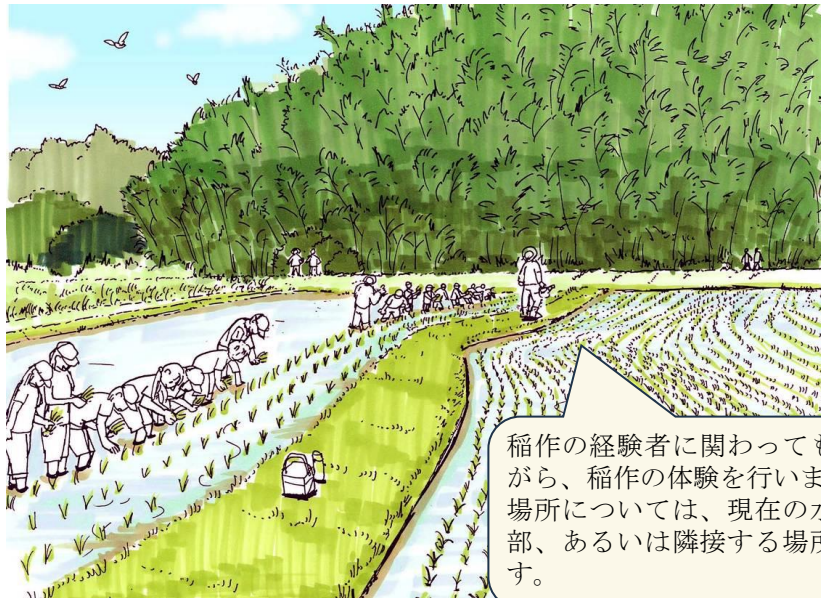
② 水田保全地域～草地（ビオトープ化するエリア）

区域の基本方針

- ・ 水田は、現在の形状を保全します。
- ・ 草地は、稲作の体験を行う水田や子供の泥遊び場等、運営段階で計画的に整備していく場所とします。

水辺活動の骨子

- ・ 湿地帯の中にため池や水田を整備します。
- ・ 管理作業区域を継続的に適正管理します。



稲作の経験者に関わってもらいながら、稲作の体験を行います。
場所については、現在の水田の一部、あるいは隣接する場所とします。



田植えの様子



稲刈りの様子

[行動計画]

- ・ 水田をビオトープ化します。
- ・ 動植物の産卵及び生息場所を確保します。
- ・ 生物調査を実施します。

③ 多機能広場

区域の基本方針

- ・ 広場は、必要最小限の整備とし、広く多目的に使える場所とします。



カキやコナラ、クリ等の実のなる木

[行動計画]

- ・ 樹木の成長にあわせた管理を行います。

④ 里山型植栽区域（植栽を管理するエリア）

区域の基本方針

- ・ 計画地に合った樹木による疎林とします。

森林活動の骨子

管理作業区域を継続的に適正管理します。

- ・ 区域内は、落葉広葉樹の大木を残す明るい森をめざします。
- ・ 区域外は、自然遷移に任せることとします。



植栽した樹木の様子



グミの木



アカメヤナギ（湿地性）

[行動計画]

- ・ 樹木の成長にあわせた管理を行います。

⑤ 里山の水辺（ビオトープ化するエリア）

区域の基本方針

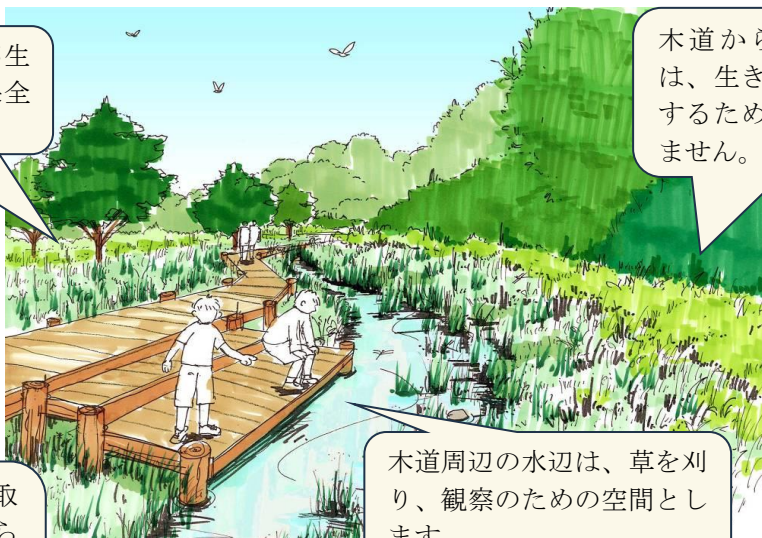
- ・水辺の生き物や植物を観察できる場所とします。

水辺活動の骨子

- ・湿地帯の中にため池（ビオトープ）や水田を整備します。
- ・管理作業区域を継続的に適正管理します。

水溜りは、生き物が生息する場所として保全します。

木道から離れたところは、生き物等の隠れ家とするため、草刈りを行いません。



生き物や植物の採取にあたっては、これらの生息が持続するよう、ルールに基づき行います。

木道周辺の水辺は、草を刈り、観察のための空間とします。



観察は、生き物にとって重要な産卵や営巣の時期を考慮し、影響のない場所で行います。



〔行動計画〕

- ・ビオトープを造成します。

⑥ 竹林管理区域（明るい竹林を目指すエリア）

区域の基本方針

- ・ 竹林はため池の西側を残し、他は広葉樹林へと遷移させます。
- ・ 広葉樹林側への竹の拡散防止に努めます。
- ・ 住民が意欲的に竹林の管理活動に参加できる仕組みを取り入れます。

竹林活動の骨子

- ・ 管理作業区域を継続的に適正管理します。
- ・ 区域内は、活動ができる明るい竹林にします。
- ・ 区域外は、竹を皆伐し、落葉広葉樹林化します。



伐採は、散策路の周辺や広葉樹林との境界付近を優先的に行います。



竹の子掘りの様子



竹林内での管理活動の様子

[行動計画]

- ・ 竹と雑木の伐採を行い、活動ができる明るい竹林にします。
- ・ 伐採した竹の処分方法を検討します。
- ・ 伐採した竹を活用して竹灯籠を作成し、PRします。
- ・ 住民が主体となる、竹林の管理作業(除伐した竹の運び出し等)や自然観察会と竹の子掘りを結びつけた活動を実施します。

⑦ 作業広場（竹林内）

区域の基本方針

- ・ 竹林内で炭焼き等の作業を継続的に行います。



作業広場の様子



[行動計画]

- ・ 定期的な体験イベントを開催します。

⑧ 広葉樹林保全区域（落葉広葉樹林化するエリア・自然遷移に任せるエリア）

区域の基本方針

- ・ 竹の進入を防ぎ、広葉樹林の保全を図る区域とします。
- ・ 自然観察や森の手入れを通して、楽しみながら森に触れ、保全活動が行えるようにします。

森林活動の骨子

- ・ 管理作業区域を継続的に適正管理します。
- ・ 区域内は、落葉広葉樹の大木を残す明るい森をめざします。
- ・ 区域外は、自然遷移に任せることとします。



森林管理講座



つる切り



散策路の管理



除 伐

保全活動の様子

[行動計画]

- ・ 混み合っている樹木（広葉樹）及び侵入した竹林を択伐します。

⑨ 希少な動植物の保護（希少な動植物に配慮するエリア）

区域の基本方針

- ・希少な動植物を保護するとともに保全活動との共存を図ります。

希少な動植物の保護活動の骨子

- ・キツネが生息していることを外部へ発信します。
- ・立入制限区域を毎年協議して決めます。



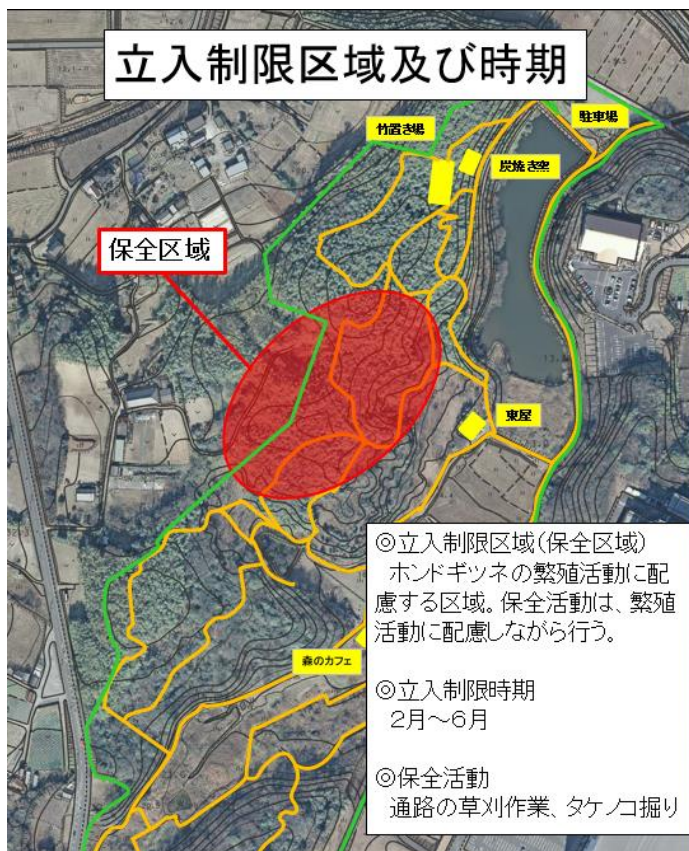
カンアオイ



ホンドギツネ

〔行動計画〕

- ・生き物の生態、生息調査を実施します。（ホンドギツネの生態調査）
- ・立入制限区域、期間を定めます。



立入制限区域及び時期

竹林地域にキツネの営巣が確認されたため、繁殖に影響が出ないように、立入制限区域と時期を設け、キツネに配慮した里山の保全活動を行っています。

また、営巣場所の移動や他の保護すべき動植物についても考慮する為、毎年調査を行い、区域、期間を検討します。

⑩施設

区域の基本方針

- ・里山の保全活動の拠点、情報の収集や知識を習得するための施設の整備を推進します。

施設整備に関する骨子

- ・町民に開かれた管理をします。
- ・イベントの一般参加者数年間 5,000 人程度を目標とし、町民の認知度が高まった段階で管理棟等の必要性について検討します。

[行動計画]

- ・管理棟（屋根があり、雨でも保全活動ができる場所）等の施設の必要性について検討します。
- ・ゴミのポイ捨て及び植物の盗掘対策について検討します。

（４）町としての行動計画

●観察会の開催、学校、保育園、地区コミュニティ（住民）へPRします。

- ・活動団体と連携して、自然観察会及びイベントを開催します。
- ・活動団体と連携して、自然環境学習の森（周辺も含む）を題材とした出前講座を計画し、生涯学習出前講座〈みんなで東浦〉へ登録します。
- ・町ホームページで、自然環境学習の森の四季や生き物など魅力を紹介するページを作成・更新します。
- ・他課との連携を検討します。

●里山保全活動団体への支援をします。

- ・活動に必要な物品及び資材を提供します。
- ・各種申請書の申請事務を行います。（許可申請や補助金申請の説明等）
- ・活動内容をPRします。（町ホームページ等）
- ・道具の使用講座を実施します。（草刈機の使用手法、リスクマネジメント等）
- ・活動団体が活動内容について説明・発表する場の調整又は、情報の提供等を行います。

●自然環境学習の森の管理業務を実施します。

- ・自然環境学習の森が良好な環境で利用できるように、草刈等の管理業務を継続的にを行います。
- ・自然環境学習の森の状況に応じた管理業務を検討します。

東浦自然環境学習の森 基本計画

東浦町生活経済部環境課

発行：令和4年(2022年)3月